

令和3年度 若狭町不妊治療費助成金交付事業

この事業は、不妊治療のうち医療保険が適用されず治療費が高額になる検査費や治療費について、その治療費の一部を助成することで、経済的負担を軽減し、不妊治療を受ける機会を増やすことを目的とします。

 **助成を受けることができる人** 次の要件をすべて満たす方です。

- 1 助成金の交付申請をした日において、法律上の婚姻をしている夫婦または事実婚の夫婦で、夫または妻のいずれかが、若狭町に1年以上住民登録されている方
- 2 国民健康保険法や健康保険法、その他の法律の規定による被保険者及びその被扶養者
- 3 当該助成に係る治療開始日における妻の年齢が43歳未満の方
- 4 町税を完納している方
- 5 県の指定医療機関で不妊症に関する治療を行っている方(人工授精については県内の医療機関での治療も認める)

※ただし、次に掲げる不妊治療は、助成の対象としない。

- (1)夫婦以外の第三者から精子、卵子又は胚の提供を受けた不妊治療
- (2)代理母による不妊治療
- (3)借り腹による不妊治療

 **助成内容について**

助成対象 治療費	<u>1回の治療（※①参照）の終了した日が</u> <u>令和3年1月1日～令和3年12月31日の合算したもの</u> 福井県特定不妊治療費助成事業の助成対象者に該当する場合は、その助成額を控除した額に対して助成する（※②参照）
申請回数	<u>年度内 1回</u>
助成限度額	<u>不妊治療の保険診療適用外の治療費のうち5割に相当する額</u> (千円未満切り捨て) <u>で30万円を限度とする</u>

※① 1回の治療とは人工授精又は採卵準備のための投薬開始から、人工授精、体外受精、顕微授精1回に至る治療の経過を指し、以前に行った体外受精又は顕微授精によりつくられた受精胚による凍結胚移植も1回とみなす

※② 県が発行する福井県特定不妊治療費助成事業交付決定通知書の提出が必要になります。福井県特定不妊治療費助成事業の助成対象者に該当する場合、優先的に県の事業を申請して下さい。

申請手続き方法は裏面参照



申請手続きの方法について

<申請に必要な書類>

- 1 若狭町不妊治療費助成金交付申請書（様式第1号）
- 2 医療機関受診等証明書（様式第2号）
- 3 不妊治療費領収書（明細書）内容と領収書（領収書は原則原本）
- 4 福井県特定不妊治療費助成事業「決定通知書」（助成対象者非該当の場合は不要）

以下は、事実婚の場合

- 6 住民票（夫と妻の分）
- 7 戸籍謄本（夫と妻の分）
- 8 事実婚関係に関する申立書・意向確認書（様式第5号）



助成を受ける予定の方へ

**申請が令和4年1月以降となる場合は、令和3年12月28日まで
に必ずご連絡ください。**

※申請書の提出期限は令和3年4月1日（月）～令和4年3月31日（火）です。
※申請書の提出期限を過ぎた申請、期限内に書類が整っていない申請等は、助成できませんのでご注意ください。



申請相談・受付窓口について

若狭町保健医療課（上中庁舎）

〒919-1592 若狭町市場 20-18

TEL：0770-62-2721

FAX：0770-62-1049

☆申請書等必要な書類を希望される方は、保健医療課までご連絡ください。

若狭町保健医療課（上中庁舎）Tel 0770-62-2721

